

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月30日
【会社名】	株式会社ワールド
【英訳名】	WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 中林 恵一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 中林 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社ワールド（東京支店） （東京都港区北青山三丁目5番10号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2025年5月27日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金43円

配当総額1,465,025,351円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月28日

第2号議案 定款の一部変更の件

取締役会の体制及び運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第19条第2項の取締役会長を定める旨を削除するとともに、現行定款第21条に定める取締役会の招集者及び議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）に鈴木信輝、中林恵一、畑崎充義、青木英彦、堤はゆる、大石良の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に松沢直輝、福島かなえ、富田尚子の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役として堤はゆるを選任するものであります。

第6号議案 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役、グループ執行役員及びディレクター（以上のいずれの者についても、社外取締役及び監査等委員で取締役を除く。）（以下「取締役等」という。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、及び取締役等に対し、現在の報酬額とは別枠で、年額400百万円以内（各発行決定時における新株予約権の企業会計上の公正な評価額による。）、新株予約権3,550個を上限とし、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	256,104	488	776	(注)1	可決 99.81%
第2号議案	256,023	571	776	(注)2	可決 99.78%
第3号議案				(注)3	
鈴木 信輝	255,676	917	776		可決 99.64%
中林 恵一	255,698	895	776		可決 99.65%
畑崎 充義	255,603	990	776		可決 99.61%
青木 英彦	248,526	8,067	776		可決 96.86%
堤 はゆる	255,542	1,051	776		可決 99.59%
大石 良	255,807	786	776		可決 99.69%
第4号議案				(注)3	
松沢 直輝	251,329	5,264	776		可決 97.95%
福島 かなえ	255,586	1,008	776		可決 99.61%
富田 尚子	255,587	1,007	776		可決 99.61%
第5号議案	255,539	1,055	776	(注)3	可決 99.59%
第6号議案	246,024	10,570	776	(注)2	可決 95.88%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上